

可児市水道部庁舎 個別施設計画

令和4年2月

可児市水道部水道課

目次

1	目的と位置づけ	1
(1)	目的	1
(2)	位置づけ	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	2
5	今後の方向性	2
6	施設の劣化状況	2
7	施設の日常点検	3
8	対策の優先順位の考え方	3
9	対策内容と実施時期	3

1 目的と位置づけ

(1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

(2) 位置づけ

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。計画の達成状況を踏まえて、本計画は 5 年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

番号	施設名	所在地	敷地面積	延床面積
1	水道部庁舎	川合 1000	2,316 m ²	927.36 m ²

4 施設の現状と課題

(1) 現状

ア 施設概要（ソフト面）

施設の設置目的	水道・下水道の行政サービスの中心拠点及び災害時における防災拠点としての役割を担う
施設の構成	事務室・会議室等
施設で行われる事務サービスの内容	水道部局事務執行 開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 休 館 日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 施設概要（ハード面）

施設名称	建築年度	構造	階層数	屋根	外壁	耐震状況
水道部庁舎	H18	S(※)	2	金属	A L C	新耐震基準

※＝鉄骨造

ウ その他

(7) その他

水道部庁舎は災害時の優先電話設置場所に指定されています。

(2) 課題

○施設目的と利用実態

更新（建替え）に際しては事業の経営状況や市民サービスを検証し、適正な規模を検討することが必要です。

5 今後の方向性

水道・下水道の行政サービスの中心拠点として、適切な維持管理を図ります。

6 施設の劣化状況

建物内部、屋根、外壁について部位ごとの目視による確認を基本とし、部分的に触手及び打診調査を実施しました。

○建物の劣化状況の評価の定義

劣化度	評価基準
A	概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。
B	部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。
C	広範囲に劣化が見られる。5年以内に改修が必要。
D	劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。
－	点検対象外。

○施設別項目別劣化状況

名称	劣化状況					
	屋根	外壁	内部	電気	給排水	空調
水道部庁舎	A	A	A	A	A	A

7 施設の日常点検

施設利用者の安全確保、施設の予防保全による長寿命化のため、施設の日常点検（自主点検、法令点検、定期点検）を行います。点検において確認された不具合等については、履歴として記録し、以後に、修繕、改修を行う際や個別施設計画を見直す際に、考慮します。

8 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

9 対策内容と実施時期

対象施設における今後の対策時期、内容、費用を算出しました。

費用は本計画策定時点における概算であり、工事発注時における詳細な設計や今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化により、変動が生じる場合があります。

対策時期についても、本市の水道事業会計の状況等により、変動が生じる場合があります。

（単位：千円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
対策内容	空調 (一部)					屋根					
費用	6,354	0	0	0	0	7,712	0	0	0	0	
年度計	6,354	0	0	0	0	7,712	0	0	0	0	14,066